

# 現職教育資料

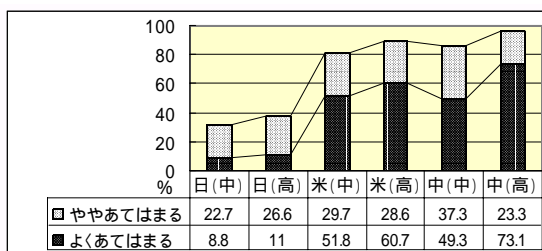
第	はじめに	・	・	・	・	・	・	・	・	1
4	1 児童・生徒指導の充実	・	・	・	・	・	・	・	・	1
5	2 連携の必要性	・	・	・	・	・	・	・	・	3
3	3 連携の在り方	・	・	・	・	・	・	・	・	3
号	おわりに	・	・	・	・	・	・	・	・	4

## 児童・生徒指導の充実と連携による体制づくり

### はじめに

変化の激しい現代社会にあって、児童生徒が、現在及び将来にわたって、自己や社会のために豊かで充実した生活を送っていくために必要な資質・能力を、その発達段階に応じて身に付けさせていくことが、今日の学校教育に求められる重要な課題となっている。「生きる力」の育成を中心に据えた新しい学習指導要領のねらいも、正にそこにある。

【設問】私は他の人に劣らず価値のある人間である



(「高校生未来意識に関する調査」及び「中学生の生活意識に関する調査」財団法人日本青少年研究所より)

このグラフは、自己肯定感にかかわる、日本とアメリカ、中国の中・高生の意識を比較したものである。日本の中・高生の意識は、アメリカ・中国の生徒と比較しても非常に低い数字となっていることが読み取れる。ここに示したデータ以外の部分でも日本の中・高生の責任感の希薄さや自信のなさがかがえる項目もある。アンケート調査の限界や国民性の違い等を考慮に入れたとしても、重く受け止めなければならないデータであろう。

本稿では、子どもたちが現在及び将来の自己実現を図るための指導・援助の在り方について、児童・生徒指導の充実と連携という視点から述べてみたい。

### 1 児童・生徒指導の充実

#### (1) 児童・生徒指導とは

文部科学省は「生徒指導」や「自己指導能力」について次のように示している。

#### 【生徒指導】

生徒指導は一人一人の生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。

#### 【自己指導能力】

自己をありのままに認めること(自己受容)、自己に対する洞察を深めること(自己理解)を基盤に、自らの追求しつつある目標を確立、明確化するとともに、目標達成に向けて自発的、自律的に自らの行動を決断、実行することなど。  
(文部省「生徒指導資料第20集」から)

これを、学校における様々な教育場面に即して、より具体的に言い換えるならば、

子どもたちが場に応じて考え、判断・決断し自分や周囲の人にとって最も適切な行動を自己の責任において選択し、実行できる力を身に付けさせるための指導・援助。

と表すことができる。

本県では、小学校における生徒指導を、その対象が児童であるため児童指導という言い方をしているが、そのねらいは、中学校・高等学校における生徒指導と何ら変わるところはない。つまり、一人一人の児童生徒の現在及び将来の自立を目標とした自己指導能力の育成を目指す指導・援助が児童・生徒指導であると言える。

#### (2) 機能としての生徒指導

問題行動等を起こしてしまった、あるいは起こしてしまいそうな傾向を持つ児童生徒に対して、その児童生徒の健全な育成を目的に教育的な指導・援助を実践していくことは大切な児童・生徒指導の実践である。しかし、それはあくまで一部分であり、上

記(1)を踏まえるならば、本来の児童・生徒指導は、

- ・すべての児童生徒のために
- ・すべての教員により
- ・すべての教育活動の中で

実践されていくべきものでなければならない。

### (3) 取組の基本

一人一人の児童生徒が、自己指導能力を身に付けていくための留意点として、前掲「生徒指導資料第20集」の中では、次の3点が強調されている。

- ・児童生徒が自己存在感を実感する場の設定
- ・教員と児童生徒、児童生徒間の共感的人間関係の育成
- ・児童生徒が自分で判断し、決定する場の設定と、可能性の開発の援助

各学校においては、これらの留意点を基本に、教育活動全般を見直していく必要がある。

### (4) 実践上の留意点

学校における様々な教育活動を通して、児童・生徒指導を実践する上での留意点として、

- ・児童・生徒指導の意義やねらいの教職員の共通理解の促進
- ・児童生徒理解を踏まえた信頼関係の構築
- ・児童生徒の自己の適性や個性の理解の深化
- ・児童生徒の自己実現の場の設定
- ・受容と規律のバランスを重視した集団づくり
- ・体験的な活動を通じた規範意識・責任感の高揚
- ・望ましい人間関係づくりの能力の伸長
- ・個別指導を活かした学習意欲や目的意識の向上
- ・保護者との目的意識の共有
- ・地域、関係機関との連携推進

などが挙げられる。これらの留意点を踏まえたとき、特に、学級経営は児童・生徒指導が日常的に機能する上で中心となる場として重視されねばならない。

#### 【学級経営】

児童生徒の学校での生活の中心となる学級は児童・生徒指導を効果的に実践する上で重要な場である。望ましい集団としての学級は、

- ・一人一人のよさが互いに理解され、それぞれが存在感・有用感を感じている
- ・一人一人が学級や自分自身に対して課題意

識を持ち、よりよい学級づくりや自己啓発に努めている

- ・それぞれの違いを認め合い、相互理解に努めている
- ・互いの立場を思いやり、助け合う姿勢が見られる
- ・それぞれの目標実現のために、互いに励まし合う雰囲気がある
- ・級友や学級に誇りを持ち行動している（連帯感がある）

などの特徴を持っている。

学級担任は、一人一人の児童生徒理解を踏まえながら児童生徒との信頼関係の構築に努め、小集団を活用した協力原理に基づく活動を促すとともに、自ら規律を尊重する姿勢を示していくことが大切である。また、学年主任を中心に、各学級間の調和を図っていくための情報交換は定期的実施されるべきである。

授業、学校行事、進路指導、清掃活動など様々な場面で、児童生徒の自己指導能力の育成が図られるよう配慮されているか、全教職員の課題として検討されていくことが望まれる。

児童・生徒指導は、特定の教員による部分的な指導形態ではなく、すべての教育活動の中で、これらの意義や留意点を踏まえながら、すべての教員により実践されるものであることを再確認したい。

また、児童・生徒指導のキーワードである「自己指導能力」は、「自己教育力」や「問題解決能力」、そして、新しい学習指導要領で育成を求めている「生きる力」とも深くかかわりを持つものであることも改めて押さえておきたい。

### (5) 指導体制の充実と校内の連携

児童・生徒指導を全校体制で推進していくためには、第一に管理者の積極的な取組が求められる。児童生徒に対する教師の指導の在り方や学校全体の指導体制を確認しながら適切に指導・助言し、教師が自信を持って指導・援助に当たれるような環境づくりに努める必要がある。

#### ア 児童・生徒指導部等の役割の明確化

児童・生徒指導部は児童指導主任・生徒指導主事を中心として、学校全体としての児童・生徒指導が効果的に機能するよう、主に次のような役割を担う。

- ・児童・生徒指導についての全体計画の立案と運営
- ・教職員の共通理解の推進
- ・学習指導や特別活動、進路指導など他分掌の各係との連携の推進
- ・児童・生徒指導に関する資料・情報の収集と整

理

- ・教職員に対する資料や情報の提供
- ・事例研究会や校内研修会の開催
- ・学級担任や教科担任との相談、助言
- ・学校内外における児童生徒の生活等に関する指導計画の作成
- ・特別な指導を要する児童生徒の指導計画の作成
- ・関係機関や他の学校との連携の推進

したがって、全校的な問題や課題を見直し、改善を図るための検討会を児童・生徒指導部内で定期的に行うことが必要となる。

#### イ 児童・生徒指導部と他分掌等との連携

児童生徒の様々な活動に児童・生徒指導のねらいが生かされるよう、各種の年間計画の作成等に当たっては、学校内の各分掌との連絡、調整を十分に行うようにする。また、児童指導主任・生徒指導主事を中心として、定期的に評価し、軌道修正が図れるような、校内の柔軟な連携体制をシステムとして形作ることも必要である。

#### ウ 「ホウ・レン・ソウ」の徹底

全校体制で児童・生徒指導を推進するには、上司への報告だけでなく関係教職員や関連する係・担当で児童生徒にかかわる情報や研修会等で得た情報を共有する必要がある。定期的な職員会議や学年会議だけでなく、日ごろから教職員間の風通しをよくすることや問題を一人の教員が抱え込むことのないような連絡や相談などの情報交換の場を作ることは、特に大切なことである。

## 2 連携の必要性

### (1) 児童生徒を取り巻く生活空間の変化

社会の様々な変化の中でも、特に科学技術の発達による急激な情報化の進展は、豊かな生活スタイルの確立や日常生活の活性化に有効である一方で、児童生徒の発達に様々な悪影響を与えたり、児童生徒を実質的な被害者・加害者にしてしまったりもしている。

例えば、情報機器等の技術の進歩による間接体験・疑似体験の増加は、実体験との混同や真の生活体験・自然体験の不足、直接人とかわる機会の減少をもたらしている。また、いわゆる「出会い系サイト」に代表されるような児童生徒の判断能力や責任能力を超える情報が、保護者や教員の目に付きにくいところで児童生徒の元に届いている場合もある。

核家族化や産業構造の変化は、家族の在り方や地域社会の連帯感の希薄化と無縁ではなく、少子化は家庭における教育内容や保護者の子ども観の変容、児童生徒の人間関係における問題解決能力の低下にかかわっている。加えて、景気の低迷といったこと

が、児童生徒が夢や希望を持ちにくくなる状況を作り出していると言われている。さらに、社会全体の規範や価値規準があいまいになってきており、児童生徒の問題行動等も多様化している状況がある。

### (2) 連携の必要性

児童生徒の成長は、連続的であると同時に個別的であることから、その健全な発達を促すためには、児童生徒の発達段階を踏まえた適時・適切な指導・援助が必要である。その前提として、一人一人の児童生徒理解を深めることは重要なことである。

教科指導など領域を持つものについては、学習指導要領により各発達段階における指導内容が明示されており、明確な系統性が示されている。しかし、機能概念である児童・生徒指導において、児童生徒の成長を見通した指導・援助の系統性、一貫性を保つためには、異校種間相互の連携が必要となる。

また、一人一人の児童生徒には、それぞれに今に至る過程として、家庭や地域社会での生活経験を基とした生育歴や学習歴がある。学校は、家庭や地域と連携しながら一人一人の児童生徒理解を深めるとともに、たくましく豊かな心を持った児童生徒の育成に力を注いでいくことが大きな課題と言える。

さらに、生活空間の変化や社会全体の規範と価値観の変容を背景とした児童生徒の問題行動の多様化や広域化は、一つの学校だけではの対応をより困難にしており、同校種間及び関係機関との連携が強く求められていると言える。

## 3 連携の在り方

このような状況の中で、その目的を明確にしながら、学校における児童・生徒指導を外に向かって開くことによる連携の体制づくりを進めていくことが強く望まれる。

その目的については、次のように整理できる。

連携の目的（一貫した児童・生徒指導の推進）

- 1 児童生徒理解の深化
- 2 すべての児童生徒の「生きる力」の伸長
- 3 問題行動等の予防と対応

また、その内容については、次のように考えられる。

連携の内容

### 1 情報連携

生徒理解を深めるとともに各学校における適時・適切な指導に資するため、学校間、家庭、地域社会、関係機関との情報交換を密にする。

### 2 行動連携

学校、家庭、地域社会、関係機関が意思の疎通を図りながらネットワークとして一体的な対応をする。

これらのことを踏まえ、それぞれの場における連携について例示したい。

(1) 学校間連携

- ・同校種間、異校種間の児童生徒の交流を図る体験的な活動の実施に努める。
- ・相互授業参観や合同事例研究会等による教員の異校種間交流を推進する。
- ・個々の児童生徒の発達課題の達成度に関して異校種間で情報を交換し、指導・援助に生かす。
- ・問題傾向を持つ児童生徒に関する情報交換を密にし、必要に応じて合同で指導・援助に当たる。
- ・児童・生徒指導に関する地域の実情等の共通理解を深めるための連絡会等を実施する。
- ・卒業や入学に当たっての適応指導について、異校種間の共通理解を深め、実践する。

(2) 保護者との連携

- ・個々の児童生徒の育成に関して、保護者との共通理解を深め、真の協力体制を構築する。
- ・教育目標や指導方針、学校行事のねらい等について十分な周知を図る。
- ・日ごろから保護者が相談しやすい関係づくりに努める。
- ・地域社会とのパイプ役としてのPTA活動を見直す。
- ・非協力的な保護者については、関係機関との連携も視野に入れながら対応する。

(3) 地域社会との連携

- ・地域社会の意見等を児童・生徒指導に生かすとともに、地域社会全体で子どもを育てる気運を高めるための情報交換の場を設定する。
- ・児童生徒の学習に生かせる地域の様々な活動の一覧や人材マップ等を作成する。
- ・学校週5日制の意義を踏まえ、地域社会の様々な機能や施設等を活用し、児童生徒の体験活動の充実を図る。

(4) 関係機関との連携

- ・目的に応じた連携が図られるようマニュアル等を作成し、校内の共通理解を図る。
- ・日ごろから定期的な情報交換や訪問を心がけ、信頼関係を築く。

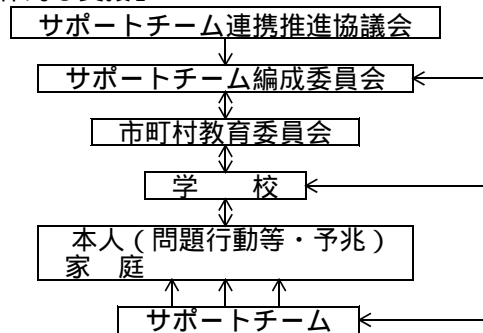
これらの連携に関しては、小・中学校、県立学校とも各教育事務所に配置されているスクールサ

ポーターの活用を図りたい。

(5) サポートチーム

いじめや暴力行為、少年非行などいわゆる問題行動等を起こす個々の児童生徒に着目して的確な対応を行うために、学校や教育委員会のみならず、ふさわしい関係機関の職員等からなる「サポートチーム」の組織化が進んでいる。

【具体的な支援】



対応の流れ

本人に深刻な問題行動等が見られた場合  
学校は教職員が一丸となって問題行動等の解決に向けて努力する。

学校内の体制だけでは解決が困難な場合には教育委員会と相談し、サポートチームの編成を教育事務所内のサポートチーム編成委員会に要請する。

(宇都宮市の場合は市独自で編成)

編成を要請された編成委員会では、問題行動等のケースごとに最もふさわしい関係機関と連携してサポートチームを編成する。深刻な問題行動等が見られた児童生徒やその家庭に対して、立ち直りに向けてチームでその対応に当たる。

おわりに

児童生徒は、教師の後ろ姿を見て日々生活している。児童生徒を多角的に捉え、その可能性を最大限に伸ばしていこうとする我々の姿勢が、日本の将来を背負う有為な人材の育成につながっていく。自己研鑽に励みつつ自信を持って子どもたちの教育に携わっていききたいものである。